

マイナンバー通知に関する



個人番号カード交付申請時に顔写真の添付が必要でしょうか？

個人番号カードの申請時には顔写真の添付が必要です。
使用する顔写真は直近6か月以内に撮影した、正面・無帽・無背景のものに限られます。



海外在住ですが、通知カードは送付されますか？

国外に滞在している方等で、国内に住民票がない場合はマイナンバー（個人番号）が通知されません。
日本国内に転入し、住民票が作成されれば、通知カードが送付されます。



個人番号カードの交付申請に手数料はかかりますか？

当面は無料です。
ただし、再発行の際は原則として手数料が必要です。



個人番号カードで証明書のコンビニ交付はできますか？

個人番号カードは、交付時に暗証番号登録をすればコンビニエンスストアで、住民票・印鑑登録証明書が取れるようになります。平成28年1月中旬にサービスを開始できるよう準備を進めています。



子どもでも個人番号カードの申請はできますか？

未成年および成年被後見人の方は、法定代理人による申請が必要です。また特別な理由がある場合は、区市町村長が認める任意代理人が申請できます。



住民基本台帳カードを持っているのですが、使えなくなりますか？

住民基本台帳カードは、カードの有効期限内は利用可能です。
※住民基本台帳カードを使用した電子証明書（公的個人認証）の発行・更新は、平成27年12月22日(火)で、住民基本台帳カードの新規・再交付、更新は平成27年12月28日(月)で終了します



外国籍ですが、通知カードは送付されますか？

外国籍の方でも住民票がある方（中長期在留者・特別永住者）には、通知カードが送付されます。



「あらかわ区民カード・印鑑登録証」は使えなくなるのですか？

今までどおり使えます。（窓口申請・代理申請・自動交付機）



個人番号カードの受取方法や交付窓口の場所等については、後日区報等でお知らせします

マイナンバー制度「安全・安心」の仕組み

制度面とシステム面の両方から個人情報を守るための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除いて収集や保管をすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

